

新宿区

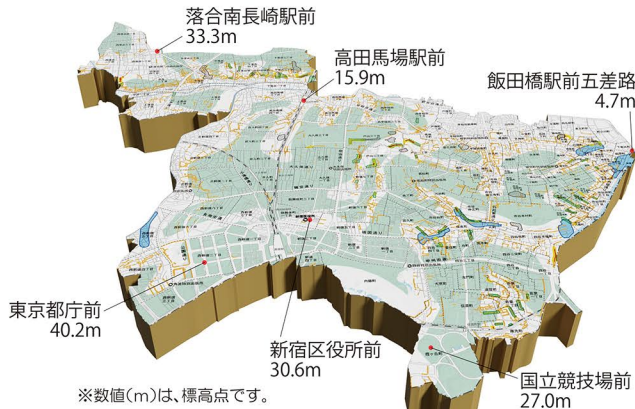
がけ・擁壁ハザードマップ

あなたのまちは大丈夫!?

大きな地震・水害は、いつ、どこで発生するか分かりません。自らの生命を守るため、まちの状況を知り、災害に備えましょう。

- 【表面】
- がけ・擁壁の位置
 - 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域
 - 急傾斜地崩壊危険箇所・区域
 - 大規模盛土造成地
 - 液状化の可能性がある地域

- 【裏面】
- 土砂災害警戒区域エリアマップ（拡大図）



令和元年 12 月版 新宿区

新宿区の災害対策支援事業

新宿区では災害に備えるため、敷地や建物の耐震化を目的として、次の事業を行っています。

※ 助成の要件、手続きについては、事業によって異なります。詳しくは、それぞれの担当課までお問合せ下さい。

擁壁及びがけ改修等支援事業

地震や台風、集中豪雨等により、擁壁・がけが転倒や破壊する危険があります。近接する建物に居住する方の生命や財産を守るため、擁壁及びがけ改修等支援事業を行っています。

■主な事業内容

- 改修等工事費助成
次のいずれかを満たす高さ1.5m以上の擁壁・がけが対象となります。（不動産の譲渡を目的とするために改修等を行うものは除きます。）
 - 一般の交通の用に供する道に近接する擁壁・がけ
 - 擁壁の高さの2倍の範囲内に居住の用に供する建物が存する擁壁・がけ
- コンサルタント派遣
高さ1.5m以上の擁壁・がけについて安全な擁壁への改修（新設や造り替え）のアドバイスを行います。（無料）
- 土砂災害アドバイザー派遣
土砂災害警戒区域内の安全化に向けたアドバイスを行います。（無料）

【お問い合わせ】
都市計画部 建築指導課 電話：03-5273-3745 FAX：03-3209-9227

建築物等耐震化支援事業

【お問い合わせ】
都市計画部 防災都市づくり課 電話：03-5273-3829 FAX：03-3209-9227

エレベーター防災対策改修への助成

【お問い合わせ】
都市計画部 建築指導課 電話：03-5273-3745 FAX：03-3209-9227

ブロック塀等の除去への助成

【お問い合わせ】
都市計画部 防災都市づくり課 電話：03-5273-3829 FAX：03-3209-9227

住宅用家具転倒防止器具の取付け事業

【お問い合わせ】
危機管理担当部 危機管理課 危機管理係 電話：03-5273-4592 FAX：03-3209-4069

発行：新宿区 都市計画部 建築指導課 新宿区歌舞伎町1-4-1

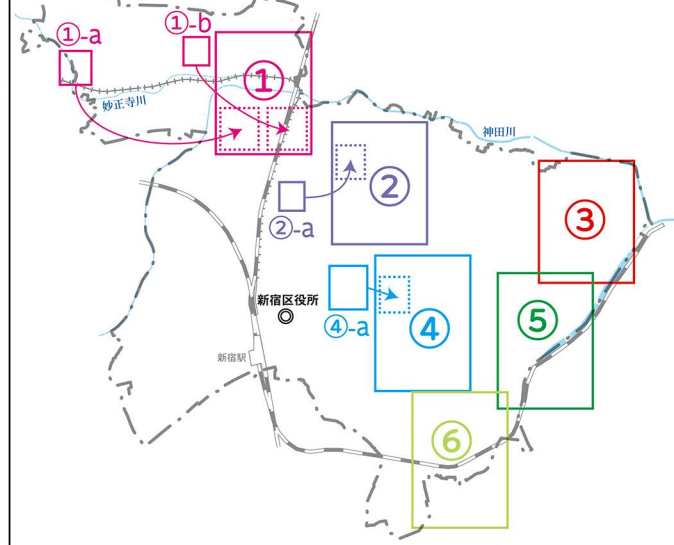
【新宿区がけ・擁壁ハザードマップに関するお問い合わせ】
都市計画部 建築指導課 電話：03-5273-3745 FAX：03-3209-9227

調製：国土図機株式会社



土砂災害警戒区域エリアマップ※①～⑥の町名は、土砂災害警戒区域の所在地エリア

エリアマップの位置



土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の詳細については、東京都建設局河川部計画課までお問い合わせください。
また、東京都は土砂災害警戒区域等のマップをホームページで公開しています。
【お問合せ】
東京都建設局河川部計画課 電話：03-5320-5394 FAX：03-5388-1533

土砂災害の発生が予測される場合や実際に発生した場合に、住民の皆さんに避難などの適切な行動をとっていただくことを目的とした「新宿区土砂災害ハザードマップ」については区のホームページにて公開しています。
【お問合せ】
新宿区危機管理課担当部危機管理課 電話：03-5273-4592 FAX：03-3209-4069

土砂災害防止法とは

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

土砂災害（がけ崩れ、土石流、地すべり）から国民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進しようとするものです。

土砂災害警戒区域(イエローゾーン)

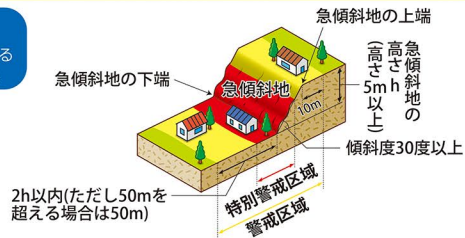
急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域です。

土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われます。

がけ崩れ

※傾斜度が30度以上である
土地が崩壊する自然現象



土砂災害特別警戒区域内で建築計画を予定されているみなさまへ

1 特定開発許可(東京都知事の認可)

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき、土砂災害特別警戒区域内で土地の区画形質（盛土・切土など）の変更を伴い、制限用途[※]である建築物を建築しようとする場合は、あらかじめ、東京都知事から特定開発許可を受ける必要があります。詳細は、東京都の相談窓口にご相談ください。

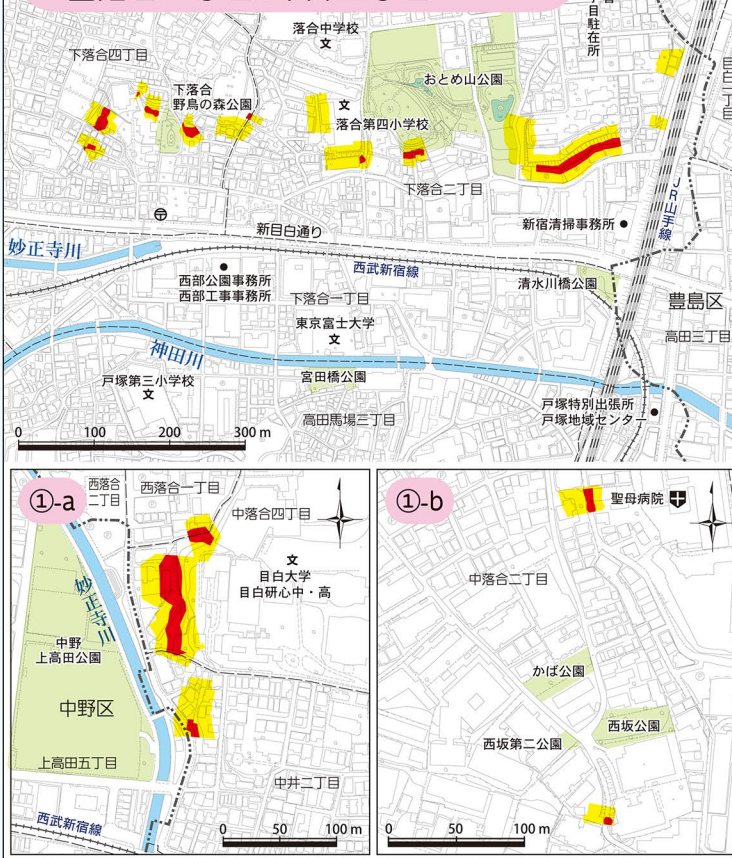
※制限用途とは、住宅（自己の居住の用に供するものを除く。）並びに防災上配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校及び医療施設のことをいいます。

【お問合せ】
東京都都市整備局市街地整備部区画整理課 電話：03-5320-5139 FAX：03-5388-1501
東京都建設局河川部計画課 電話：03-5320-5394 FAX：03-5388-1533

2 居室を有する建築物の構造方法

土砂災害特別警戒区域内に居室を有する建築物を建築する場合、外壁及び構造耐力上主要な部分の構造は、急傾斜地の崩壊等の自然現象により建築物に作用する衝撃に対して安全なものとなるように、原則、国土交通大臣が定めた構造方法としなければなりません。

① 下落合二・四丁目、中落合二・四丁目、西落合一丁目、中井二丁目



② 戸山一・二・三丁目、大久保二・三丁目、西早稲田一・三丁目



③ 市谷船河原町、西五軒町、赤城元町、白銀町、若宮町、岩戸町、横寺町、筑土八幡町、築地町



④ 四谷四丁目、舟町、愛住町、新宿六丁目、市谷仲之町、住吉町、河田町、富久町



⑤ 四谷本塩町、市谷砂土原町三丁目、市谷鷹匠町、市谷八幡町



⑥ 若葉一・二・三丁目、須賀町、南元町



凡 例	
	土砂災害警戒区域
	土砂災害特別警戒区域
	急傾斜地崩壊危険区域
	区 界
	町 界・丁 界
	鉄 道（J R）
	鉄 道（私 鉄）
	河 川 等
	公 園
Ⓜ	警 察 署・交 番
🚒	消 防 署・出 張 所
📮	郵 便 局
🏥	病 院
🎓	学 校